

# 検討の範囲や論点等について

【第 1 回 民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会】

令和6年6月28日

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）



**227,426人**  
 (令和4年度末現在)  
 定数：240,547人

- 無報酬
- 活動費は地方交付税の積算に算定(60,200円)
- 特別職の地方公務員（都道府県）
- 任期3年  
 (次期改選日：令和7年12月1日)
- 守秘義務あり

【委嘱】

厚生労働大臣

【推薦】

都道府県知事等

【推薦】

市町村 民生委員推薦会

【意見】

(努力義務)

地方社会福祉審議会

※委員の人数や構成については市町村長の裁量に委ねる。

## ＜民生委員・児童委員1人当たりの活動状況＞

(令和4年度実績)

総活動件数：年2,608万件

【都市部】  
 (東京23区・指定都市)

【担当区域】

【町村部】



220～440世帯



70～200世帯

行政・社協・学校・  
 地域包括支援センター・  
 社会福祉施設 等

【連携】

【支援】

民生委員・  
 児童委員協議会

【活動内容】

＜相談・支援＞



21.6件

＜地域福祉活動＞



33.8件

＜定例会・研修等＞



26.0件

＜調査・実態把握＞



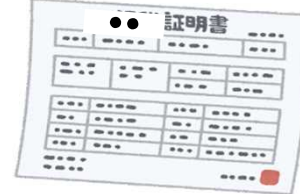
15.4件

＜行事・会議等への参加＞



16.1件

＜証明事務＞



1.6件

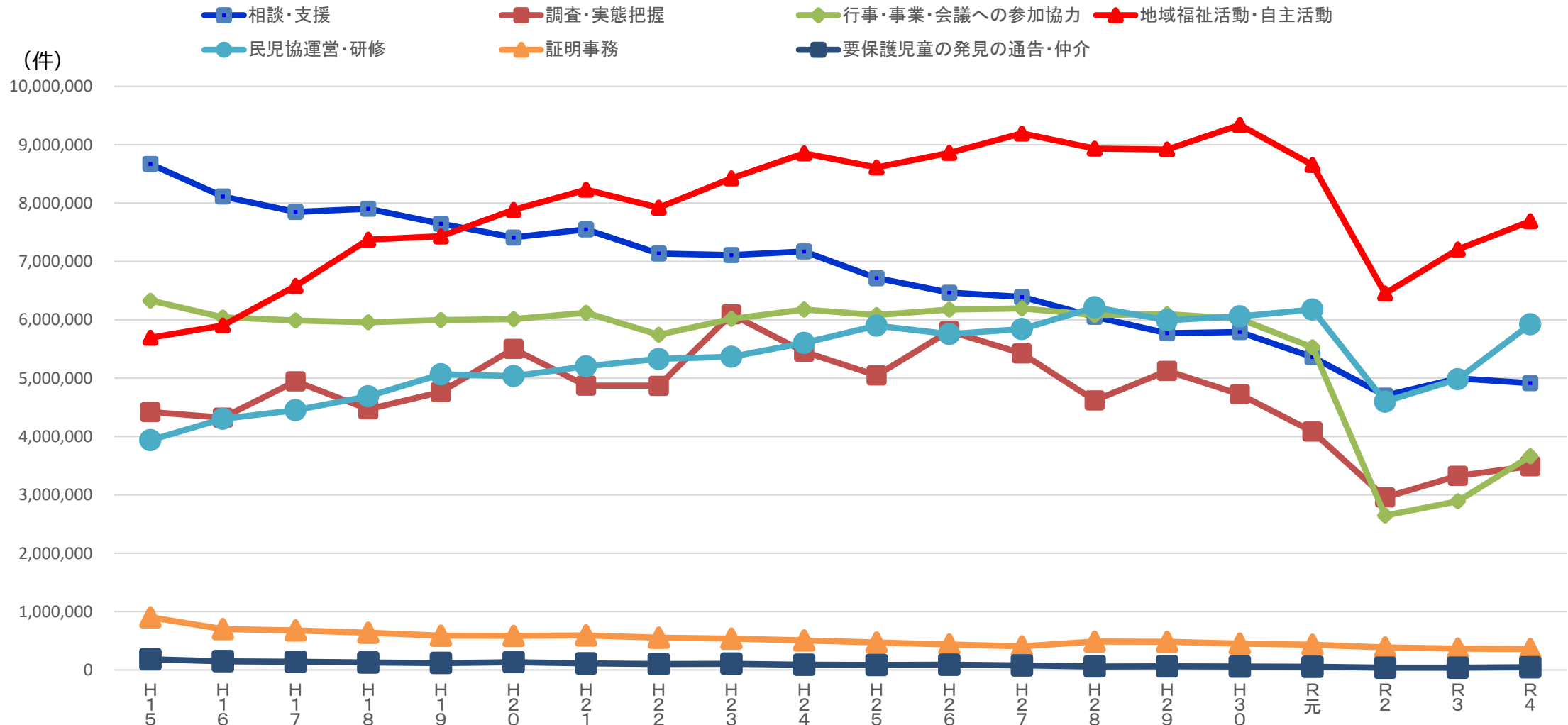
＜訪問＞



146回

# 民生委員・児童委員の活動状況の推移〈活動内容別〉

- 活動内容として、かつては「相談・支援」の件数が高かったが、平成20年頃から、「地域福祉活動・自主活動」の件数が一番高くなっている。



注1) 「福祉行政報告例」による各年度分の件数。

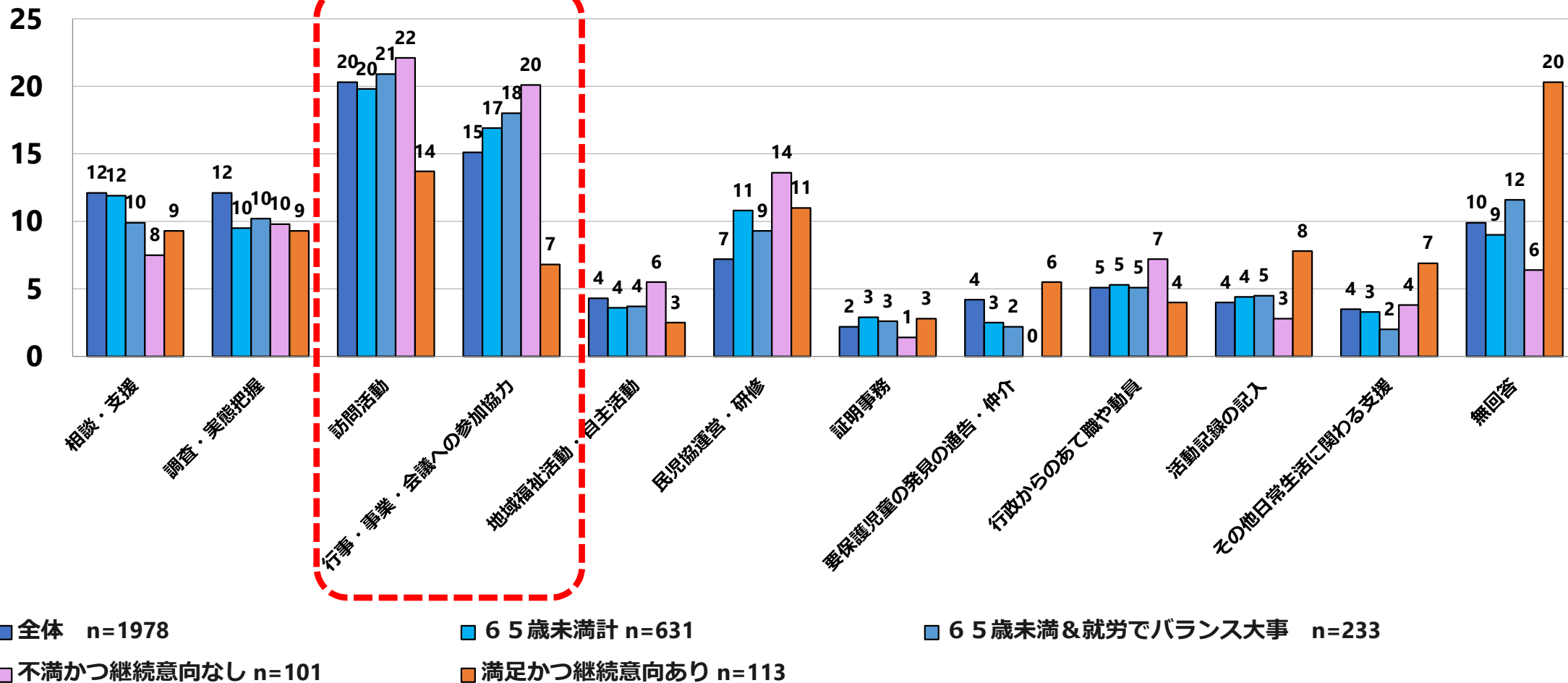
注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

# 民生委員が最も負担に感じた業務

- 民生委員の業務負担感について、「訪問活動」と「行事・事業・会議への参加協力」が特に負担に感じられている。

調査対象：民生委員

## 最も負担に感じたこと



# 民生委員・児童委員の担い手確保に関する課題

## 令和2年社会福祉推進事業のアンケート結果

### □ 民生委員候補者推薦時の課題 【市町村調査】

- ✓ 地域が高齢化して適任者を探しにくい
- ✓ 民生委員の役割・業務内容が負担である
- ✓ 民生委員の業務量が多く負担である
- ✓ 仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い
- ✓ 高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい

### □ 民生委員の担い手確保が難しかった理由 【民生委員調査】

- ✓ 高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい
- ✓ 地域が高齢化して適任者を探しにくい
- ✓ 民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい
- ✓ 仕事や介護、育児などの理由で時間的余裕のない人が多い
- ✓ 民生委員の役割・業務内容が負担である

### □ 民生委員の担い手確保に効果があると考えられるもの 【民生委員調査】

- ✓ 地区割りの見直し、定員増加等により担当世帯数の適正化を図る
- ✓ 民生委員活動を補佐するための行政・関係機関等のネットワークを構築する
- ✓ 行政・関係機関等に対し、民生委員の業務負担が過重になるような充て職依頼をしないよう求める
- ✓ 会費や寄付の協力を求めるための戸別訪問業務を廃止、または削減する
- ✓ 行政に民生委員からの相談を受け付ける窓口（夜間・休日）を設置する

※それぞれ、回答者の多かった上位5つを掲載

出典：令和2年度社会福祉事業費補助金

「民生委員・児童委員の担い手確保に向けた取組に関する  
実態調査研究報告書」（文京学院大学）（2021）

# 民生委員・児童委員の選任要件の見直し〈令和5年地方分権提案〉

## 〈現行の取扱〉

- 民生委員法では、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている（※1）。
- これは、民生委員・児童委員は市町村の区域を単位としてその職務（※2・3）を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものである。

（※1）民生委員は児童委員に充てられることから（児童福祉法第16条）、児童委員の選任要件についても同じ

### （※2）民生委員の職務

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
2. 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
3. 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
4. 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
5. 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
6. その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

### （※3）児童委員の職務

1. 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
2. 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
3. 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
4. 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
5. 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
6. その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

## 〈提案内容〉 特別区長会 等

- 民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

## 〈対応〉 令和5年12月22日 閣議決定

- 民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」の検討範囲

## 検討の範囲

- 「令和5年の地方からの提案等に対する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）」（地方分権提案）において、「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法6条1項及び 児童福祉法16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、**地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。**」

とされていること、及び提案自治体の提案内容を踏まえ、本検討会においては、主に、民生委員・児童委員の選任要件のうち、

- **居住要件緩和についてどう考えるか**
- **居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点 等**

について論点を整理し、本年の秋頃までに一定の結論を得ることを目指す。

※ なお、選任要件（居住要件）以外の民生委員・児童委員の担い手確保等の諸課題については、本検討会における意見集約の状況等も踏まえ、その課題や必要性に応じて、別途検討。

# 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」の論点

## 現時点で想定される主な論点

- 居住要件緩和についてどう考えるか
- 居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点

### ① 対象とする市区町村をどのように考えるか

<想定される対象の例>

- ◆ 現に、民生委員の定数を満たすことができていない（欠員のある）市区町村
- ◆ 過去の委嘱状況等から、今後、民生委員の確保が困難（欠員が生じるおそれあり）と市区町村が判断した場合 など

### ② 居住している民生委員と遜色ない活動が行えると認められる条件や考慮すべき点等について、どのようなことが考えられるか

<想定される例>

- ◆ 居住歴（委嘱歴）、就業等による担当区域との密接な関係
  - 過去に担当区域が存在する市区町村に、一定期間の居住実態（民生委員であった者を含む）がある者
  - 過去または現在、担当区域が存在する市区町村に親族・知人が在住すること等により、一定の頻度で居住や訪問が認められる者
  - 担当区域が存在する市区町村において、日常的に住民と接触する機会があると認められる者 など  
（地元の商店従業者、マンションコンシェルジュ・管理人、福祉施設・事業所の相談業務に従事する者 など）

#### 【留意点】

- ✓ 社会奉仕としての民生委員活動が、委嘱期間中に十分可能な就業形態等であるかも考慮すべきか。また、これをどのように確認し判断すべきか 等
- ✓ 隣接市区町村に居住している者や、担当区域（活動場所）までの移動距離・時間が一定の範囲内である必要があるか 等
- ✓ 一定程度の移動距離や時間を要する場合に、地域の実情を踏まえた実効性のある協力体制の確保が必要か  
（担当区域に隣接する民生委員との班体制の導入、自治体/民生委員児童委員協議会による 不在時サポート等）

#### ◆ その他

- 地域の民生委員児童委員協議会からの意見聴取の必要性
- 重複委嘱（住所地での民生委員の委嘱を重複して受けていない、他の地域で委嘱を受ける予定がない）の確認
- その他、地域の実情に応じ、市区町村が個別に認める者 など



# 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」の今後の進め方

○現時点においては4回の開催を予定しており、各回ごとの議題案は以下のとおり。

## 第1回（6/28）

- ・ 検討会の設置、「検討の範囲」「主な論点」
- ・ 民生委員・児童委員制度の最近の動向
- ・ 地方分権提案自治体（港区）による提案内容の説明（具体的支障事例・担い手不足の実情）
- ・ フリーディスカッション

## 第2回（7月下旬）

- ・ 構成員によるプレゼンテーション（意見陳述）

## 第3回（9月頃）

- ・ 居住要件の取扱い（素案）

## 第4回（10～11月頃）

- ・ 居住要件の取扱い（案）（一定のまとめ）
- ・ 今後検討すべき事項 ※次期検討へ向けた課題の洗い出し等